

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月22日（令和6年（行情）諮問第921号）、同年10月3日（同第1060号）、同月10日（同第1105号）及び同月17日（同第1128号）

答申日：令和7年10月17日（令和7年度（行情）答申第451号ないし同第454号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧に係る文書のうち特定の期間につづられた文書等の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち特定の期間につづられた文書等の一部開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち作成年度が最も古い文書の不開示決定に関する件

基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の期間につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）、同（2）及び同（4）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」、「本件請求文書2」及び「本件請求文書4」という。）の各開示請求に対し、別紙の2（1）、同（2）及び同（4）に掲げる61文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」ないし「文書25」、本件請求文書2に係るものを「文書26」ないし「文書48」、本件請求文書4に係るものを「文書51」ないし「文書63」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の2（3）に掲げる2文書（以下、順に「文書49」及び「文書50」といい、第4及び第5において、「文書1ないし文書48」及び「文書51ないし文書63」と併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年5月7日付け防官文第11129号、同年6月7日付け同第13519号、同年2月19日付け同第3005号、同年7月4日付け同第15774号及び同月12日付け同第16361号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）

が行った不開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分１」ないし「原処分５」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）諮問第９２１号（原処分１関係）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和５年度（行情）答申第６５４号に従い、本件対象文書（第２においては、各原処分の対象である文書を指す。）の電磁的記録の特定を求める。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙１（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙２（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁（未添付））と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）諮問第1060号（原処分2関係）

ア 上記（1）アと同じ

イ 上記（1）イと同じ

ウ 上記（1）ウと同じ

エ 上記（1）エと同じ

オ 上記（1）オと同じ

カ 上記（1）カと同じ

キ 上記（1）キと同じ

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（1）ケと同じ

（3）諮問第1105号

ア 原処分3関係

不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 原処分４関係

上記アと同じ

(４) 諮問第１１２８号（原処分５関係）

ア 上記（１）アと同じ

イ 上記（１）イと同じ

ウ 上記（１）ウと同じ

エ 上記（１）エと同じ

オ 上記（１）オと同じ

カ 上記（１）カと同じ

キ 上記（１）キと同じ

ク 上記（２）クと同じ

ケ 上記（１）ケと同じ

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 諮問第９２１号（原処分１関係）

(１) 経緯

原処分１に係る開示請求（以下「本件開示請求１」という。）は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書１ないし文書２５を特定し、令和６年５月７日付け防官文第１１１２９号により、法５条３号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った。

諮問第９２１号の前提となる審査請求は、原処分１に対して提起されたものである。

(２) 文書１ないし文書２５について

ア 文書１ないし文書２４については、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書２５については、文書２４とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

(３) 「当該記事一覧」について

文書１ないし文書２５は、上記（２）のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作

成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

(4) 法5条該当性について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書1ないし文書23のうち、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 文書24及び文書25については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書1ないし文書25の電磁的記録の特定を求める」としているが、文書1ないし文書25は電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが文書1ないし文書23の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件文書1ないし文書23と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、文書1ないし文書25の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(4)のとおり、文書1ないし文書25の一部が同条第3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、

不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分1において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、文書1ないし文書25は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」及び「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1ないし文書25のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

ク 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法第19条第1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 諮問第1060号（原処分2関係）

（1）経緯

原処分2に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書26ないし文書48を特定し、令和6年6月7日付け防官文第13519号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第1060号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

（2）文書26ないし文書48について

ア 上記1（2）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書24」を「文書26ないし文書47」に改める。）

イ 上記1（2）イと同じ（ただし、「文書25」を「文書48」に、「文書24」を「文書47」にそれぞれ改める。）

（3）「当該記事一覧」について

上記1（3）と同じ（ただし、「文書1ないし文書25」を「文書26ないし文書48」に改める。）

（4）法5条該当性について

原処分3において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1（4）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書23」を「文書26ないし文書46」に改める。）

イ 上記１（４）イと同じ（ただし、「文書２４及び文書２５」を「文書４７及び文書４８」に改める。）

（５）審査請求人の主張について

ア 上記１（５）アと同じ（ただし、「文書１ないし文書２５」を「文書２６ないし文書４８」に改める。）

イ 上記１（５）イと同じ（ただし、「本件開示請求１」を「本件開示請求２」に改める。）

ウ 上記１（５）ウと同じ（ただし、「文書１ないし文書２３」を「文書２６ないし文書４６」に改める。）

エ 上記１（５）エと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分２」に、「文書１ないし文書２５」を「文書２６ないし文書４８」にそれぞれ改める。）

オ 上記１（５）オと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分２」に改める。）

カ 上記１（５）カと同じ（ただし、「文書１ないし文書２５」を「文書２６ないし文書４８」に改める。）

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書２６ないし文書４８のほかには本件開示請求２に係る行政文書は保有していない。

ク 上記１（５）クと同じ

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分２を維持することが妥当である。

３ 諮問第１１０５号（原処分３及び原処分４関係）

（１）経緯

原処分３及び原処分４に係る開示請求（以下「本件開示請求３」という。）は、別紙の１（３）に掲げる文書（以下「本件請求文書３」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書４９及び文書５０を特定した。

本件開示請求３については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和６年２月１９日付け防官文第３００５号により、文書４９について、法９条２項に基づく不開示決定処分（原処分３）を行った後、同年７月４日付け防官文第１５７７４号により、文書５０について、法９条２項に基づく不開示決定処分（原処分４）を行った。

諮問第１１０５号の前提となる審査請求は、原処分３及び原処分４に対して提起されたものであり、それらの審査請求を併合し諮問する。

（２）法５条該当性について

上記１（４）イと同じ（ただし、「文書２４及び文書２５」を「文書４９及び文書５０」に改める。）

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定の取り消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3及び原処分4においては、文書49及び文書50の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおりに、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分3及び原処分4を維持することが妥当である。

4 諮問第1128号(原処分5関係)

(1) 経緯

原処分5に係る開示請求(以下「本件開示請求4」という。)は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書51ないし文書63を特定し、令和6年7月12日付け防官文第16361号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分5)を行った。

諮問第1128号の前提となる審査請求は、原処分5に対して提起されたものである。

(2) 文書51ないし文書63について

ア 上記1(2)アと同じ(ただし、「文書1ないし文書24」を「文書51ないし文書62」に改める。)

イ 上記1(2)イと同じ(ただし、「文書25」を「文書63」に、「文書24」を「文書62」にそれぞれ改める。)

(3) 「当該記事一覧」について

上記1(3)と同じ(ただし、「文書1ないし文書25」を「文書51ないし文書63」に改める。)

(4) 法5条該当性について

原処分5において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1(4)アと同じ(ただし、「文書1ないし文書23」を「文書51ないし文書61」に改める。)

イ 上記1(4)イと同じ(ただし、「文書24及び文書25」を「文書62及び文書63」に改める。)

(5) 審査請求人の主張について

ア 上記1(5)アと同じ(ただし、「文書1ないし文書25」を「文書51ないし文書63」に改める。)

イ 上記1(5)イと同じ(ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求4」に改める。)

ウ 上記1(5)ウと同じ(ただし、「文書1ないし文書23」を「文

書５１ないし文書６１」に改める。)

エ 上記１（５）エと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分５」に、「文書１ないし文書２５」を「文書５１ないし文書６３」にそれぞれ改める。)

オ 上記１（５）オと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分５」に改める。)

カ 上記１（５）カと同じ（ただし、「文書１ないし文書２５」を「文書５１ないし文書６３」に改める。)

キ 上記２（５）キと同じ（ただし、「文書２６ないし文書４８」を「文書５１ないし文書６３」に、「本件開示請求２」を「本件開示請求４」にそれぞれ改める。)

ク 上記１（５）クと同じ

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分５を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和６年８月２２日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第９２１号）

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③ 同年９月６日 審議（同上）

④ 同年１０月３日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１０６０号）

⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑥ 同月１０日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１１０５号）

⑦ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑧ 同月１７日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１１２８号）

⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

⑩ 同月１８日 審議（令和６年（行情）諮問第１０６０号）

⑪ 同月２５日 審議（令和６年（行情）諮問第１１０５号）

⑫ 同年１１月１日 審議（令和６年（行情）諮問第１１２８号）

⑬ 令和７年１０月１０日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（令和

6 年（行情）諮問第 9 2 1 号、同第 1 0
6 0 号、同第 1 1 0 5 号及び同第 1 1 2
8 号)

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書 1 ないし本件請求文書 4 の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書 1、本件請求文書 2 及び本件請求文書 4 の各開示請求に対し、文書 1 ないし文書 4 8 及び文書 5 1 ないし文書 6 3 を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とし、本件請求文書 3 の開示請求につき、文書 4 9 及び文書 5 0 の全部を同号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件請求文書 1、本件請求文書 2 及び本件請求文書 4 に係る文書 1 ないし文書 4 8 及び文書 5 1 ないし文書 6 3 の特定の妥当性並びに本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 文書 1 ないし文書 4 8 及び文書 5 1 ないし文書 6 3 の特定の妥当性について

(1) 標記文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 当該文書は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料であり、各開示請求の対象となる文書に該当するものとしては、本件開示請求 1 時点において文書 1 ないし文書 2 5 を、本件開示請求 2 時点において文書 2 6 ないし文書 4 8 を、本件開示請求 4 時点において文書 5 1 ないし文書 6 3 をそれぞれ保有していたが、その他には、本件請求文書 1、本件請求文書 2 及び本件請求文書 4 に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

イ 原処分 1、原処分 2 及び原処分 5 に係る審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、文書 1 ないし文書 4 8 及び文書 5 1 ないし文書 6 3 の外に本件請求文書 1、本件請求文書 2 及び本件請求文書 4 に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、文書 1 ないし文書 4 8 及び文書 5 1 ないし文書 6 3 は、基礎情報隊において作成及び管理されており、文書 1 ないし文書 4 8 及び文書 5 1 ないし文書 6 3 の外に本件請求文書 1、本件請求文書 2 及び本件請求文書 4 に該当する文書を保有していない旨の上記 (1) ア、上記第 3 の 1 (5) キ、同 2 (5) キ及び同 4 (5) キの

諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において文書１ないし文書４８及び文書５１ないし文書６３の外に本件請求文書１、本件請求文書２及び本件請求文書４の各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書１ないし文書４８及び文書５１ないし文書６３を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）文書１ないし文書２３、文書２６ないし文書４６及び文書５１ないし文書６１の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１（４）ア、同２（４）ア及び同４（４）アのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）文書２４、文書２５、文書４７ないし文書５０、文書６２及び文書６３について

標記文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１（４）イ、同２（４）イ、同３（２）及び同４（４）イのとおり説明する。

当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書4の各開示請求に対し、文書1ないし文書48及び文書51ないし文書63を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とし、文書49及び文書50につき、その全部を同号に該当するとして不開示とした各決定については、本件請求文書1、本件請求文書2及び本件請求文書4につき、防衛省において、文書1ないし文書48及び文書51ないし文書63の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、文書1ないし文書48及び文書51ないし文書63を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第921号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 1. 23ー本本B2197で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第1060号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 3. 5ー本本B2547で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第1105号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち作成年度が最も古いもの。

(4) 本件請求文書4 (諮問第1128号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 4. 9ー本本B90で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 特定された文書

(1) 諮問第921号 (原処分1関係)

文書1 北方領土に所在のロシア東部軍管区の部隊が消火器射撃訓練を実施

文書2 韓国の中高度無人航空機、量産開始

文書3 日本の徳之島で「侵入者」を駆逐、中国を防ぐ？軍事専門家「全くの取り越し苦労だ」

文書4 北朝鮮の新型無人機について

文書5 今年4月実施予定の「バリカタン」(比米主催多国間演習)に関する比国軍報道官の発言内容等(2024年1月)

文書6 フランス、フィジーと部隊地位協定に調印

文書7 アイバーソン米空軍中将、在韓米軍副司令官に就任

文書8 西昌発射場が中国200回打ち上げの最短時間新記録達成

文書9 ロシア国防相、セレクトター会議(VTC会議)を実施(1月9日)

文書10 豪州が米日「山桜」共同演習に初めて参加

文書 1 1 量子コンピューター「悟空」、世界のユーザーの為に 3 万回以上の演算
文書 1 2 露民間軍事会社「ワグネル」、露国家親衛軍庁隷下部隊として特別軍事作戦へ復帰
文書 1 3 英軍 2 万人、冷戦後最大規模の N A T O 多国間演習「ステッドファスト・ディフェンダー 2 0 2 4」に参加へ
文書 1 4 日本自衛隊が最大規模の統合演習を実施
文書 1 5 韓国、海軍・海兵隊が「コブラゴールド」に参加
文書 1 6 韓国とドイツの情報機関、合同サイバー・セキュリティ勧告文を発表
文書 1 7 ロシア国防相、セレクトアー会議（V T C 会議）を実施（2 月 2 日）
文書 1 8 中国国防部、陸上自衛隊員の靖国神社参拝を非難
文書 1 9 水陸両用機など中国製飛行機が新年の初飛行
文書 2 0 宇国防省情報総局、露黒海艦隊のミサイル艇を撃破と発表
文書 2 1 N A T O、マルチドメイン演習「ステッドファスト・ディフェンダー 2 4」を開催
文書 2 2 韓国陸軍、最近戦力化された 1 2 . 7 m m 狙撃銃の集合教育を実施
文書 2 3 中国が再使用型キャリアロケットを 2 0 2 5 年と 2 0 2 6 年に打ちあげへ
文書 2 4 各国データベース
文書 2 5 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2 0 2 4 . 1 . 2 3 - 本本 B 2 1 9 7 で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書 1 ないし文書 2 4 以外の文書

(2) 諮問第 1 0 6 0 号（原処分 2 関係）

文書 2 6 ロシア国防相、国防省評議会を実施（2 月 2 7 日）
文書 2 7 N A T O、ドイツ陸軍における外国との混成部隊について
文書 2 8 台湾国防部、中国共産党の地下銀行運営による情報収集を証明
文書 2 9 急ピッチで建設が進む海南国際商業宇宙発射センター
文書 3 0 ロシア国防相、セレクトアー会議（V T C 会議）を実施（3 月 5 日）
文書 3 1 インド、ミサイル多弾頭化実験に初成功
文書 3 2 N A T O、演習「ブリリアント・ジャンプ 2 4」を実施
文書 3 3 中国国防部、台湾周辺における軍事行動について言及

文書 34 米韓連合演習「自由の盾（F S）」が終了（2024. 3. 14）〔2024 F S〕

文書 35 ロシア国防相代理（物資・技術保障担当）の交代について

文書 36 中国・新華社通信、日米共同島嶼奪還訓練を紹介

文書 37 過去最大の宇宙の 3D 地図が公開

文書 38 米韓陸軍、市街地作戦連合訓練を実施（2024. 3. 18～2024. 3. 22）

文書 39 ロシア海軍総司令官交代報道について

文書 40 インド、中距離弾道ミサイル「アグニ 5」の M I R V 化に成功（2024 年 3 月）

文書 41 中国国防部、日本の防衛予算増額に反発

文書 42 米韓連合科学化戦闘訓練を実施、沖縄駐屯の米海兵隊初参加

文書 43 ロシア太平洋艦隊のキロ改級「ヴォルホフ」が潜航状態から「カリブル」を発射（2024 03 22）

文書 44 米国がイスラエルに対しアイアン・ドーム防空システムを 1 か月間貸与

文書 45 中国外交部、海上自衛隊元海将の靖国神社第 14 代宮司への就任にコメント

文書 46 日米韓空軍、朝鮮半島周辺で空中訓練を実施（2024. 4. 2）

文書 47 各国データベース

文書 48 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 3. 5—本本 B 2 5 4 7 で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書 26 ないし文書 47 以外の文書

（3）諮問第 1105 号

ア 原処分 3 関係

文書 49 開示請求された「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち作成年度が最も古いもの。」に係る行政文書のうち、残りの部分を除く（原文ママ）

イ 原処分 4 関係

文書 50 開示請求された「基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち作成年度が最も古いもの。」に係る行政文書のうち、残りの部分（原文ママ）

（4）諮問第 1128 号（原処分 5 関係）

- 文書 5 1 ロシアのフリゲート艦「マルシャル・シャポシニコフ」が、
近代史上初めてエリトリアに寄港
- 文書 5 2 日本自衛隊が「海上輸送群」を新編予定
- 文書 5 3 英韓、海上共同巡察を実施（2024. 4. 11）
- 文書 5 4 米韓連合編隊群総合訓練実施
- 文書 5 5 2024年1月から3月に生じた南シナ海における比中間
の事象等に関する報道（フィリピン側視点主体）
- 文書 5 6 トルコのCAMD多用途小型潜水艦開発計画
- 文書 5 7 インド及びウズベキスタン、第5回陸軍・空軍統合演習「ド
ゥストリク（DUSTLIK）」を実施中
- 文書 5 8 中国、ワールド・ディフェンス・ショー2024で装備品を
展示
- 文書 5 9 演習「ヴォストーク・対テロ2024」の実動段階がウズベ
キスタンで実施予定
- 文書 6 0 NATO国防大学、台湾有事に関する報告書「NATOと台
湾有事」を発表
- 文書 6 1 中国外交部報道官、海上自衛隊護衛艦を撮影したドローン動
画についてコメント
- 文書 6 2 各国データベース
- 文書 6 3 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、
アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料の
うち請求受付番号：2024. 4. 9－本本B90で特定された
後に綴られた文書の全てのうち、文書 5 1 ないし文書 6 2 以外の
文書